

2025 年 11 月 14 日

各 位

会社名 T O Y O イ ノ ベ ッ ク ス 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 田畑 禎 章
 (コード 6210 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員経営企画室長 酒井 雅 人
 (TEL. 078-942-2345)

**臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催
並びに定款の一部変更に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日の設定及び本臨時株主総会の開催、並びに「日精樹脂工業株式会社との株式移転計画承認の件」、「定款一部変更の件」及び「取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の一部改定の件」を本臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

これらは、本日別途開示しております「日精樹脂工業株式会社と T O Y O イ ノ ベ ッ ク ス 株 式 会 社 と の 共 同 株 式 会 社 設 立（株式移転）による経営統合に関する経営統合契約書締結のお知らせ」にて公表いたしました、共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）による共同持株会社（以下「本持株会社」といいます。）設立に伴うものであります。

記

1. 本臨時株主総会招集のための基準日設定等について

当社は、2026 年 1 月 30 日（金曜日）に開催を予定している本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025 年 12 月 5 日（金曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- | | |
|----------|--|
| (1) 基準日 | 2025 年 12 月 5 日（金曜日） |
| (2) 公告日 | 2025 年 11 月 20 日（木曜日） |
| (3) 公告方法 | 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
https://www.toyo-invx.com |

2. 本臨時株主総会の開催日時・場所及び付議議案について

- (1) 開催日時 2026 年 1 月 30 日（金曜日）
- (2) 開催場所 兵庫県明石市松の内 2 丁目 2 番地
ホテルキャッスルプラザ 3 階「祥福の間」
- (3) 本臨時株主総会の付議議案
 - 第 1 号議案 日精樹脂工業株式会社との株式移転計画承認の件
詳細につきましては、本日別途開示しております「日精樹脂工業株式会社と T O Y O イノベックス株式会社との共同株式会社設立（株式移転）による経営統合に関する経営統合契約書締結のお知らせ」をご参照ください。
 - 第 2 号議案 定款一部変更の件
 - 第 3 号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の一部改定の件
詳細につきましては、本日別途開示しております「譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ」をご参照ください。

3. 定款の一部変更について

(1) 定款一部変更の目的

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続きを円滑に実施するため、会社法第 124 条第 3 項の規定に基づき、現行定款第 12 条（基準日）に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本臨時株主総会において本株式移転に係る株式移転計画の承認に関する上記第 1 号議案が承認され、かつ 2026 年 4 月 1 日（水曜日）をもって本株式移転の効力が発生しますと、当社の株主は本持株会社 1 名となりますので、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うことになります。そのため、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第 12 条（基準日）を全文削除するとともに、現行定款第 12 条以下の条数を 1 条ずつ繰り上げるものであります（かかる定款の一部変更を、以下「本定款変更」といいます。）。

なお、本定款変更は、本臨時株主総会において上記第 1 号議案（日精樹脂工業株式会社との株式移転計画承認の件）が原案どおりに承認されること、並びに 2026 年 3 月 31 日（火曜日）の前日までに本株式移転に係る株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、2026 年 3 月 31 日（火曜日）にその効力を生じるものといたします。

(ご参考)

2026 年 3 月期（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）の剰余金の配当（期末配当）につきましては、現行定款第 46 条第 2 項（本定款変更後の第 45 条第

2 項) に従い、2026 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社の普通株式を有する株主又は登録株式質権者に対して、当社からお支払いする予定でございます。

(2) 定款一部変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更箇所の下線を付しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 11 条 (条文省略)	第 1 条～第 11 条 (現行どおり)
<u>(基準日)</u>	(削 除)
第 12 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終 の株主名簿に記載または記録さ れた議決権を有する株主をもっ て、その事業年度に関する定時 株主総会において権利を行使す ることができる株主とする。	
2 前項に関わらず、必要があると きは、取締役会の決議によりあ らかじめ公告して、一定の日の 最終の株主名簿に記載または記 録された株主または登録株式質 権者をもって、その権利を行使 することができる株主または登 録株式質権者としてすることができ る。	
第 13 条～第 48 条 (条文省略)	第 12 条～第 47 条 (現行どおり)

(3) 本定款変更の日程

本臨時株主総会決議日 2026 年 1 月 30 日 (金曜日) (予定)

本定款変更の効力発生日 2026 年 3 月 31 日 (火曜日) (予定)

以 上